

【事案Ⅲ - 9】自然災害共済金請求

・2026年3月17日 和解解決

<事案の概要>

2024年8月の落雷により、電気温水器およびエアコン（以下「家電設備」という。）ならびにデスクトップパソコン、スマートフォン等（以下「家電製品」という。）が故障したため、申立人が自然災害共済金の支払いを請求したところ、申立人が提出した復旧見積額合計270万円に対し、被申立人の認定額が120万円（後に主張上は164万円）にとどまったことから、その差額の支払いを求めて争いとなった事案である。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2024年8月発生の落雷による家電設備および家電製品に対する損害に対し、自然災害共済金として270万円を申立人に支払えとの判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 2024年8月の落雷により家電設備および家電製品が故障したため、被申立人に連絡したところ、本件災害の保障対象となる旨の説明がなされ、あわせて被申立人が紹介した地元業者から、再取得および修理のための見積書ならびに損害証明書を取得するよう指示を受けた。
- (2) 見積書等を提出後、被申立人は現地調査を踏まえ共済金の支払対象と認定したが、被申立人から提示された額は、一部を非該当あるいは再取得価格ではなく修理費用として認定する等、見積書額から大きくかけ離れたものであった。
- (3) 被申立人は、復旧費用の算定においては家電量販店の店頭販売価格を用いており、地域の住宅設備業者や電気店等は対象としていないと主張するが、提出した見積書は被申立人から紹介された地元業者が作成し、かつ指示にもとづき同等性能機種への交換を前提とした内容であることから、その見積書額は合理的といえる。よって、被申立人がこれを大幅に下回る金額しか認定せず、見積書の評価を否定するのは不合理である。

<被申立人の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

「本件申立にかかる共済金支払請求について、共済金支払金額は164万円である」との裁定を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 申立人は復旧費用の認定に際して地域性も考慮するよう主張するが、約款・事業規約上の条項において考慮すべき根拠はない。市場価格が明確な部材単価については、地域性という不明慮な基準を採用すべきではない。

- (2) 損害保障においては原状復旧が原則であり、部品交換等により修理が可能であればその修理費用を保障するが、年式等の事情により修理のための交換部材が存在せず修理対応が困難な場合は、市場価格を基準に本体の復旧交換を認めている。
- (3) これに基づき、家電設備については電気温水器本体の交換費用およびエアコンの修理費用を損害として認定し、家電製品のうちパソコンについては約款・事業規約に基づく計算式により損害として認定した。スマートフォンに関しては本件事故との因果関係が不明であるため、損害として認定することはできない。
- (4) 以上より、本件事故に対する支払対象となる共済金は、家電設備および家電製品における損害認定額ならびに諸費用の合計164万円が妥当である。

<審議会の判断>

審議会において、申立人、被申立人双方から提出された書面や証拠資料を精査し、慎重に審議を行った。その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し和解解決となった。